

令和7年度 笠間市乳児等通園支援事業 実施事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、乳児等通園支援事業を実施する事業者を選定するにあたり、効果的かつ適正な事業実施を確保する観点から、実施事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、企画提案の実施に必要な事項を定めるものです。

2 事業名称

笠間市乳児等通園支援事業

3 実施期間

令和7年12月から令和8年3月31日

4 実施場所

本市に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く）、児童発達支援センター等

5 実施内容・実施方法

事業実施にあたっては、笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守することとします。

① 対象となるこども

利用日時点において、本市に住所を有し、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども（認可外保育施設に通っているこどもは対象としますが、企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外です）。

② 実施方法

一般型、余裕活用型のいずれかの方法によるものとします。

一般型	施設の定員とは別に定員を設定し、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れする方法（「在園児合同」「専用室独立」）
余裕活用型	利用するこどもが施設の定員に達しない場合に、定員の枠を活用して施設の定員の範囲内で受け入れする方法

③ 利用可能時間

こども一人あたりの利用可能時間は、月10時間を上限とします。

④ 開所日数・受入時間

市と協議して実施事業者が定めることとしますが、最低でも週2日以上、かつ

1日あたり2時間以上を目安とし、月10時間利用しやすい時間設定で事業者が設定することとします。

⑤ 事前面談

初めて利用するこどもにあつては、初回利用の前に必ず保護者と事前面談を行い、制度の意義や利用に当たつての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握することとします。

⑥ 利用料（保護者負担）

利用にあたり、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、実施事業者が利用料を徴収することとします。

ただし、次の表に掲げた区分に応じて利用料を減免します。

区 分	減免額
生活保護世帯	1時間300円
市民税非課税世帯	1時間240円
市民税所得割合算額77, 101円未満の世帯	1時間210円
その他減免を行うことが適当な世帯	1時間150円

実費徴収にかかる費用については、あらかじめ周知し、保護者の同意を得たうえで徴収することとします。

⑦ 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成することとします。

⑧ 利用調整

利用調整にあつては、申請者が公平・公正に利用機会を得られる方法となるよう留意してください。ただし、準備が整い次第、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」を用いるものとします。

⑨ その他、実施にあつての留意事項

- ・事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあつた場合には、当該こどもの受入れをすることとします。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合はこの限りではありません。
- ・事業者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、笠間市に報告するとともに、笠間市と協力し、関係機関との連携を図ることとします。
- ・対象となるこどもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で保育の様子を見てもらう機会を設けるよう努めてください。
- ・障がい児を受け入れる場合においては、当該障がい児の特性・状態に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこととします。
- ・医療的ケア児を受け入れる場合においては、認定特定行為業務従事者である保

育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置することとします。

6 設備基準及び職員の配置

笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守することとします。

【主な基準の内容】

	一般型	余裕活用型
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室（1.65㎡/人）、ほふく室（3.3㎡/人）、2歳児以上保育室又は遊戯室（1.98㎡/人）、トイレを設ける ・建物の防火基準等は、児童福祉施設のものに準ずる 	保育所等の本体施設又は事業所の基準
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 【0歳児】3人につき1人以上 【1・2歳児】6人につき1人以上 ・保育従事者（保育士、子育て支援員等）を配置し、そのうち保育士を半数以上とする。 ・保育従事者は2名を下ることはできない。 	

7 事業費

事業に要する経費については、市と委託契約を締結し、次の表に掲げた区分（年度当初の年齢）に応じた単価等で算出した委託料を支払うものとします。

ただし、30分単位で実施する場合、1時間あたりの単価に1/2を乗じて算出するものとします。

(1) 委託料

区 分		金 額 (こども一人1時間あたり)
単価	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
加算	(ア) 障がい児	400円
	(イ) 医療的ケア児	2,400円
	(ウ) 要支援家庭	400円

加算区分（ア）障がい児、（イ）医療的ケア児、（ウ）要支援家庭については、それぞれ笠間市が認めるこどもの利用に応じて適用するものとします。

(2) キャンセルの取扱い

利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルのみ委託料の支払いの対象とします。ただし、当該委託料の支払いの対象とした利用時間については、利用したものとみなし、利用者の利用可能時間（月10時間）から減算を行うこととします。

8 研修の受講

実施事業者は、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講してください。（※12月頃国の研修開始予定）

9 こどもの安全確保

- ・本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに笠間市に報告することとします。
- ・利用当日に、通園がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。特に、要支援家庭のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応することとします。
- ・こどもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこととします。

10 食事の提供

給食等の提供については事業者の判断としますが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切に実施することとします。

11 個人情報の保護

本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとします。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様です。

12 定めの無い事項の取扱い

その他、本事業の実施にあたって本要項に定めがない事項については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」に準ずるものとします。

1.3 応募方法

応募を行う事業者は、笠間市こども部こども福祉課保育グループと事前協議を行い、次の（１）提出書類のとおり応募書類を提出してください。

（１）提出書類

- ① 応募申込書（様式）
- ② 乳児等通園支援事業内容（付表）
- ③ 事業計画書
- ④ 収支予算書

（２）提出期限

令和7年10月31日（金）

（３）提出時間

午前8時45分～午後5時00分

（４）提出先

笠間市こども部こども福祉課保育グループ（市役所本庁1階）

（５）提出方法・部数

持参、郵送で1部提出（郵送の場合は、10月31日（金）必着）

※併せて、データでのご提出もお願いします。

【送付先】hoiku@city.kasama.lg.jp

1.4 選定について

（１）選定方法

応募書類を元に、庁内の選定委員会において、審査・選定を行うものとします。

（２）審査基準

以下の項目について審査を行うものとします。

- ・実施体制・実績
従事職員の人数、実績、子育て支援事業の実績等
- ・実施方針
事業の実施背景や未就園児を養育する家庭に係る課題への理解
- ・実施内容（預かり）
定員・預かり時間等（職員の負担を考慮した上で、月10時間利用しやすい時間設定となっているか）
- ・実施内容（子育て支援）
支援体制や支援方法
- ・効率的な事業実施
保有する資源の有効活用やデジタル技術を活用するなど、効果的・効率的な手法が提案されているか等

(3) 選定数

第3期笠間市子ども子育て支援事業計画に定める必要量が確保できる数

1.5 スケジュール

内容	日時
募集の開始	令和7年10月14日(火)
応募書類の提出期限	令和7年10月31日(金)
審査・選定	令和7年11月上旬
事業実施認可・委託契約締結	令和7年11月中旬
事業実施	令和7年12月から

※応募書類提出の前に必ず笠間市子ども福祉課と事前協議を行ってください。

※選定後、事業実施認可申請を行ってください。また、社会福祉法人にあっては、定款変更の手続きを行ってください。

1.6 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとします。

- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・その他本要項の諸条件に違反した者

1.7 その他

- ・提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費など）は、全て提案者の負担とします。